

令和2年10月1日から



健康保険被保険者証（写）の「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」には、必ずマスクキングをお願いします。

医療保険の被保険者証については、建設業の各種手続等において雇用関係や常勤性の確認等を目的として用いているところですが、今般、医療保険の被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」により、保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）について、個人情報保護の観点から、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられました。

告知要求制限の規定は令和2年10月1日から施行され、同日以降、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号等の告知を求めることが禁止されることとなりました。

つきましては、「建設業許可申請（変更届等の各種届出を含む。）」及び「経営事項審査申請」等に当たって、「健康保険被保険者証（写）」等提出される際には、「保険者番号」、「被保険者等記号・番号」を復元できない程度にマスクキングのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

(例)

健康保険 本人（被保険者） 被保険者証	平成〇〇年〇月〇日交付		
記号	マスクキング	番号	マスクキング
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	平成 〇年 〇月 〇日		
性別	〇		
資格取得年月日	平成〇〇年 〇月 〇日		
事業所名称	株式会社 〇〇		
保険者番号	マスクキング		
保険者名称	〇〇〇〇		
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇		

